

志摩海女の歴史と文化

於：志摩市文化フォーラム 2013/2/7 塚本明（三重大学人文学部）

はじめに

- ・志摩海女の歴史性。海女漁の特質。日本のなかの志摩海女。海女の生業（その多様性）。
- *海女文化を存続させるために。「観光海女」をどう考えるか。

一、志摩海女の概略

1、海女とは何か

簡素な道具のみを持つ女性の素潜り漁（＝「漁業者」）。*最も原初的な漁業形態。
獲物は海底の貝が中心（網漁では漁獲困難）。漁期が限られる。多様な兼業（出稼ぎ）。
日本と韓国済州島にのみ存在。無形世界遺産登録に向けた動き。
*三重県が誇る伝統文化。何が価値なのか。

2、全国分布と志摩海女

全国で約 2000 人。約半数が三重県（鳥羽・志摩）。近年、海女漁が消滅した地域多数。
・徒人（カチド）と舟人（フナド）、ノリアイの種別。現状：フナドの減少。男海士増加。

3、志摩海女の歴史性（志摩で海女漁が発達した要因）

〈自然条件〉リアス式海岸。地曳き網漁や沖合い漁業が困難。
〈政治的要因〉古代の御食国→神宮への神饌。領主政策の欠如。
〈経済的要因〉参宮客の食膳用の鮑+熨斗鮑（御師の土産物）。海藻需要（輸出品）。
→男もトマエとして参画する集約的な海女漁（フナド）へ。
白浜遺跡出土のアワビオコシ。平城京木簡にみる鮑貢納記録。様々に加工された鮑。
絵画と伝説のなかの海女：龍や蛸と闘い、海底から宝珠を取り戻す。異能の存在。

二、江戸時代の志摩海女—その多様な形態—

1、漁業者としての海女

鮑の特性。贅沢品＝安定的顧客が必要。干鮑＝中国向け輸出品（俵物）。幕府の統制。
志摩の鮑（熨斗鮑+生鮑）→伊勢河崎などへ販売。
*伊勢参宮文化を支える（熨斗鮑＝御師の土産物、生鮑など＝食膳、薪＝燃料）
海藻の採取。幕末以降はテングサの比重大。幕末～明治前期、出稼ぎの広域化。
志摩漁村の経済に占める海女漁の大きさ。

2、志摩漁村の多様ななりわい

農作（畑仕事）

柴刈り：冬季にボラ漁と棲み分け。薪は伊勢河崎～伊勢湾沿岸、名古屋へ。

志摩の林業。山の境界と漁業権とが連動。一体のもの。

出稼ぎ：房総半島や熊野灘への海女漁+農耕、茶摘み

3、漁業争論に見る海女漁の実態

季節による獲物の違い。出稼ぎ。漁場の区分：カチドとフナド／海中の磯場の連続性。

4、潜水能力を活かした働き

難船荷物の引き上げ／珊瑚の探索（尾鷲浦）

三、歴史上の「観光海女」

宮本常一の批判「人の働く姿が、観光対象になるようになったということは、その職業の衰亡を物語る以外に何ものもないであろう」

1、江戸時代の「観光海女」

『伊勢参官名所図会』の記述。二見浦での海女実演（京都御所の長橋局へ）

2、見世物小屋の海女

明治期の大阪千日前、京都の新京極、江戸の浅草など。海女漁の実態とは無関係。

3、御木本真珠養殖場の海女

皇室や外国要人への接待。祝賀行事時の余興→常設の実演

4、博覧会の海女

大正末～戦前期、日本各地の地方博覧会。「海女館」が大人気（女・子供にも）。

5、鳥羽志摩漁村の「見せる」海女

海女漁の見学。獲物を貰える。観光の目玉。*海女漁業自体を見せる。

アスリートとしての海女

四、海女文化の存続のために

1、漁獲物の確保

稚貝放流と資源管理／海的环境保全 *海女文化を維持・発展させるため。

2、多様な生業形態の確保

海女漁の漁期は極めて限定される（「兼業」の確保）。加工品の開発。

3、観光海女の可能性

現代の観光海女：海女小屋体験（情報発信の重要な一手段）

海女を発信する多様な形態が必要。食文化の重要さ。海女漁村の生活を発信。

定番の白磯着：歴史は新しい。期間や場所も限定？

*歴史的な海女の魅力：素潜りで海底から魚介を取る行為。

白磯着（可憐な海女像）→ウエットスーツ姿のたくましい海女像も？！

自然のなかで働く姿自体の見学＝見世物とは別。

海女さん自身の意識。「伝統的技術保持者」としての自己認識を。

一、海士、是ハ春夏中者在所ニ而海士仕候、夏之内前海ニ、波立申候得者後浦江海士ニ入、真珠貝取申候、八月ノ十月迄之内紀州様御領内江先年ノ御暇申請旅海士ニ參候、人数年ニノ多少御座候、海士罷帰り候節御城主様江先年ノ熨斗式把宛差上ケ申、代銀不被下候御事

一、漁師、是ハ春夏中ハ在所ニ而諸漁仕候、夏之内ニ先年ノ御暇申請三州罾網ニ被雇參候者も御座候、八月ノ来二三月迄紀州之内江鯨船ニ被雇、前々ノ御暇申請參者茂御座候、十月ノ来正月迄紀州之内江先年ノ御暇申請海老取ニ參候、冬中ハ来正月迄在所ニ罷有候漁師後浦ニ而生海鼠引申候御事

【4】山崎英二編『志摩国近世漁村資料集』（三重県郷土資料叢書第六集、一九六七年）

「明曆二年 地頭工差出書」
乍恐指上

一、海士と申候ものは、かつきに出候而ハ浜へあがり火を焼あたり不申候てハかつぎ成不申候、就は先規よりおばべたの磯へ浜島村より海士かつぎに参り候而ハおばべたノ浜へあがり火をたきあたりきたり申候所ニ、今度南張村のもの共新儀をたく多人數催し参り、海士とない之もの共散々に打擲いたし、乗舟三艘并小道具共打わり申候義、何共迷惑仕候御事

一、おばべたの磯より島こへきてハ浜島村より船にてすな取申候二付、五十年前におおべたのつゞき島こへ と田曾村之領境に終あつまり居申候を荒見山にて見付け、浜島村の船はやくこぎつけ網ひらき申候所ニ、浜島村舟の碓田曾村之領内へ打こし申候二付田曾村之甚兵衛と申もの浜島村舟へ碓づなを切り申候二付、互ニ口論ニ罷成候所ニ、南張村之庄屋吉之助と申もの同年寄共出合、自今以後此境目に居申候魚の義ハ田曾村に不寄浜島村に不寄はやく参り行次第に取申候様にと扱にて相済、双方共に南張村へ罷越仲直り仕候、委義ハ南張村庄屋与太夫田曾村甚兵衛慥ニ存候御事

(中略)

一、元和武年九鬼殿御代に浜島村領内黒崎と申磯へ南張村谷右衛門と申もの入越を仕り、岩之上にて荒布を取申候を浜島村庄屋又左衛門と申もの見付け打ちたゞき申候得ば、南張村へ行にて相済候義を百姓打たゞき申候にて九鬼殿御腹立被成、鳥羽御奉行へ豊後殿南張村より目安御上ケさせ被成二付、浜島村より返答書を仕指上ケ申候所ニ、九鬼主膳殿、天野半右衛門殿、柿屋与治右衛門殿御取扱被成、おばべたこの磯の義ハ先規の如く南張村よりハかちにてすな取、浜島村よりハ船にてすな取りの所ハ不及申候、豊後殿百姓たゞかれ候義殊之外御腹立にて候間、向後ハ南張村之もの磯之義黒崎小磯へまで入レ而くれ候様ニと様々御願被成候故、不是非扱衆之仰ニまかせ相済申候、則御扱之衆より御証文豊後殿へ御渡ニ被成、其写シ豊後殿より双方へ御渡シ被成、爾今浜島村にも御座候御事

右之条々取為聞何分之為仰せ被下は難有可奉存候、以上

明曆二年申三月 浜島村庄屋 作兵衛／同 金右衛門

年寄 弥次右衛門／同 五兵衛

百姓頭仁助／同 七右衛門

進上 御奉行様

場支配人久米楠太郎、東京工場支配人斎藤真吉の兩名は、恐る々々御前に進みて介殼を整理し御覽に供したるに、十數個は真珠を発見せざりしも其他悉く金色銀色の漫然たる光沢を有する天然真珠を獲たれば、其儘全部を献上し奉りたるに 陛下には最も御満足に御嘉納遊ばされたり

【9】「伊勢新聞」明治四四（一九一一）年六月二十三日

●蠶婦作業余興 来る七月二十一日執行すべき鳥羽線開通式余興の蠶婦作業は御木本真珠養殖場の蠶婦之に当り、其服装は総て皇后陛下台覽の時の如しとぞ

【10】「伊勢新聞」明治四四（一九一一）年六月二十五日

●蠶婦作業場新設計画 従来鳥羽を訪問する遊客の目的は日和山の眺望と菅島の鮑取作業の遊覽とに在りて、鳥羽線開通の上は一層此等遊客の頻繁を来すべきを以て、御木本幸吉氏は将来鳥羽港に於て鮑取作業を縦覽せしむる為め今回停車場附近なる縁期松角より戸島に至る海面一帯を借受け、之を蠶婦の作業場となすべき計画中なるが、鯿其の他浮遊魚の捕獲は差支無きも、海鼠貝類海草類の採捕は作業に害あるを以て専用漁業権者たる鳥羽漁業組合に対し若干の代償を為す筈なりと

【11】「伊勢新全集」(繪葉書)

志摩鳥羽海女の作業 渺茫たる大洋一円小舟の散在するは蠶の小舟なり、海上四方に亮々と響くは幾十尋の海底に至り得物取り海上に浮ぶ時の口笛なり。御木本真珠養殖場にては多くこの種の女を雇へり。鳥羽に於ては前面の菅島答志島等に於てこれを見ることを得るら(さ)。又これを雇ひて獲物をとらすことも出来る。故にこの地方に於ては女は男に勝る腕前を有し常に女は男を扶養する位置に立てる。

【12】大阪鉄道局『参宮案内』(昭和四（一九二九）年)

「鳥羽 二見浦遊覽を終つた人は是非一步を鳥羽に延ばすべきである。鳥羽の風光を探ぐるには船によつて島廻りをして蠶女の生活を見るに如くはない(中略) 又蠶女の作業は：遊船事務所専属のものを頼むがよい。料金二人一組で一回四円位。一人傭へば二円五十銭位。遊覽船について沖の方へ出掛けると一人四円位、獲物は客にくれる」

【13】繪葉書「国防と教育博覧会 海女館」立看板(昭和九（一九三四）年)

一、体育奨励トシテ

一、職業婦人トシテ

一、水中スポーツト(シテ)

一、国産真珠ノ真価宣伝」

中揚カ三重県志摩国ノ美人海女カ硝子館ノ

大水槽中□王取姫カ浮テハ沈ム艶麗

壮快□□海女入神ノ妙技

大人 十銭

中人

団体 □割引

No. 3

〔中文料〕

〔1〕「平城京跡出土木簡No.344」

「志摩国英虞郡名鑑郷

戸主大伴部国万呂 戸口同部得嶋御調

耽？羅腹六斤 天平十七年九〇

〔2〕石鏡村文書（鳥羽市立図書館写真）「石鏡村目録之引替」（延宝九（一六八一）年）
（前略）

一、漁場 北者ないかま落し、南者境之浜迄

右之磯筋ニ而春中者若布海苔ひしき何ニ而も海草取上ケ河崎ニ而売申候、但し楯網ニ而海老藻魚不寄何小魚取申候、二月末、三月中者名吉ヲ心懸申候、夏中より秋中砲榮螺あらめ鏝ヲつりニ出申候、荒布之義者前々より京伏見商人江年々金子借用仕候ニ付売り申候、砲ハ諸商人売々に時々者のしに廻し申候、冬中者楯網名吉ヲ心懸申候、但し女子共者浦村当村大領ニ而柴ヲこり、河崎ニ而売り申候

一、浦領之内ニ而も従先年海草万物楯網釣砲榮螺自由ニ仕候、楯網釣漁二月、九月九日迄漁取申候、（中略）

一、漁師 七拾四人

一、蟹 八拾人

一、船数五拾五艘

内四艘鯨舟 壹艘 久左衛門／壹艘 又左衛門／壹艘 市郎兵衛／壹艘 庄左衛門
内三艘八柴舟 但し津名古屋へ時々參申候

壹艘 平吉／壹艘 庄左衛門／壹艘 地下

同四拾八艘ハ 蟹舟

一、当村ハ戸羽（鳥羽）江 陸路 三

舟路 同断

但シ陸路不自由、船路大風ニ而ハ通行難成候

（中略）

一、人別式百式拾四人 内 九拾三人 男子共ニ 内拾七人房州ニ罷有候

百三拾壹人 女子共ニ 内拾八人者房州ニ罷有候

（後略）

〔3〕和具漁業協同組合文書「和具村寅之差出シ帳之控也」（宝永七（一七二〇）年）

（前略）

一、中砲御用之節ハ指上ケ申候得者、壹具ニ付代銀五分宛被下候御事

一、熨斗五月、八月迄仕候、御用之節指上ケ申候得者、大熨斗百本ニ付代銀四匁五分、中熨斗百本ニ付代銀三匁、下熨斗百本ニ付壹匁五分宛被下候御事

（中略）

一、舟四拾九艘 内 拾式艘鏝釣り舟、三拾壹艘諸漁海士仕舟、六艘いさば

右之船先年ハ御城主様御用勤申儀無御座候、勿論船役米無御座候御事

（中略）

【5】『伊勢參宮名所図会』(「阿古木浦」の項)

▲小加良須御前社 からの名ハ今島貫村より東の森にあり、当社ハ矢野村の内にて社地ハ海岸也、岸の松林ハ至而勝景にして末枝を洗ふ墨の江にも勝れり、此磯より漁舟をかり乗れば津の人海に着也、其船路釣をたれて魚を得さしめ又あまのかづきなどさせて興とす

【6】『日記』(二見荘区有文書C31)(明和九「一七七」二年)

一、辰ノ三月十九日、京都御所長橋之局御參宮と申、山田御師七之神主并内宮藤浪様より御馳走有之、立石浜ニ新御休所出来、廿日に浜へ御出、四つ八つ過迄御遊、あまをよび蛇をとらせ、網(網カ)を引かせ御慰有之候、御塩殿へも御寄も可有哉と掃地入念、郷中神役菅人宛相詰メ候得共、御立寄無之候、村年寄ハ堅田ニ付ケ指上申候、長橋之局とハ申候得共、仙洞御所と申風聞ニ候

【7】『京都日出新聞』(明治三四「一九〇一」年二月一六日)

「寒中婦人の水泳、その残酷なる状(さま)と裸体婦人の見放題といふ處より、客を引く六角の角田村席の海蟹(あま)、其海蟹の水泳のみにてはあまり芸が短き處より、前芸ともいふべき汚い爺の手品、小兒騙し程ありと謂つべし。さて本芸の前と為れば、小倉袴の黒に三紋、弁護士の書生らしきが矢倉の式ともいふべき楽屋より降りての口上、四人の蟹女(あま)が浴衣掛にて引続く、これは志州島羽浦の住人、はも子にたい子にえい子にはつ子、結局魚の名を仮に付したる廿歳前後の婦人、口上の終るを待つ間遅しと紅禪一着と為り、漆塗の一丈角位の水溜に飛込み、直に其脇に並べたる桶盆を頭に載せて何だか唄ひ、次に二人が二人の肩車に乗りて小さな傘を翳し、同じく何か海人(あま)らしき歌を唱ひ、夫が終りて口上言の居る床の下に四人並び立つては、口上は『これがこのあまの樂(たのしみ)、御客様には一錢なり二錢なり、水中に御投げ下されば難有い仕合』といふ。見物人は誰か錢を投げて拾(ひろわ)さぬかね、夫を見ま升(せ)うとお互に顔を見合せ、いはゞこの處根競(こんくらべ)の体、僕は仕方なく白銅を一つ投げ込めば、四人の海蟹は忽ち潜て、聽(やが)て一人が拾ひ、口上に示し、口上は五錢難有といふ時、海蟹は床の下に吊しある箆に投込む。(後略)

【8】『伊勢新聞』明治四四(一九一一)年五月二十二日

●天然真珠の献上 陛下御満足の御嘉納 前号山田電報に見ゆる如くに二十一日 陛下二見御成の際御覽の光榮を担ひたる真珠採取漁船作業の詳細を記さんに、御木本場主は数日前より二見館に詰切て数多の工夫を督して六角形の暖小屋二棟を同館より程遠からぬ海岸に設らへ、蟹婦が潜水前後に於ける体温を暖むる箇所充て、海婦は特に其筋の命令に依りて健康診断を行ひ斯業に最も熟練したる酷寒に於ても尚ほ一時間以上水中の寒冷に堪へ得べき者、楠野、はる、かの、三女を始め年齢十七八歳以上廿七八歳迄の者四十余名を選抜し、又作業中不敬等のことなき様作業服には白襯衣、白股引に白き湯巻を纏はせ、五隻の真珠採船に十人づゝ分乗せしめ、水夫は曳々声にて暖小屋附近より漕出し、数日前より御木本場主が十五万余個の天然真珠介中より美麗なる真珠を銜み居るを認たるものを放飼したる夫婦岩東方五六町の海上に漁船を止め、蟹婦は交る々に深く水中を潜りて採取したる真珠介を御休憩所なる御前に進め参らせたるに 陛下には整理を命じ給ひたる仰を畏み養殖